

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、岐阜県郡上市と三重県志摩市の区域に係る災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急処置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1)食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4)救護、医療、防疫、公衆衛生及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5)ボランティアのあっせん
- (6)児童生徒の受入れ
- (7)被災者に対する住宅のあっせん
- (8)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1)被害の状況
- (2)前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3)前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4)応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5)応援の期間
- (6)前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

2 災害発生後、被災市との連絡がとれない場合で、必要と認めたときは、自主的に職員を派遣し、被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施することができるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。

- 2 第2条第4号に定める職員（以下、「応援職員」という。）が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援を行った市の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議の上定めるものとする。
- 4 応援職員が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市が賠償の責任に任ずる。ただし、応援職員の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援を行った市の負担とする。
- 5 前項本文に定める応援を受けた市の負担額は、応援を行った市が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。
- 6 第4条第2項に定める情報収集のための職員派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した市の負担とする。

(連絡担当部局)

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した際には、速やかに相互に情報交換を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年 7月13日

岐阜県郡上市長

日置敏明
長郡岐
之上早
印市長

三重県志摩市長

大口秀和
三重県
志摩市長